

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年3月10日（火）午前9時4分～午前9時35分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長                      参与(兼)児童青少年部長  
                    企画財政部長              総務部長                      市民生活部長              福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長              議会事務局長              教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長                      これより庁議を開催します。審議事項1「令和2年度各部の方針について」の説明をお願いします。

部 長                      内容については各部に提出いただいたとおりとなっておりますが、文言等については、全庁的な統一を図るために一部修正をしています。

                    内容を確認いただき、修正等があれば3月16日までに政策室へ連絡をお願いします。また、内容の確認に当たっては、市長の所信表明と整合が取れているかの確認をお願いします。

市 長                      特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項2「平成31年度補正予算案について」の説明をお願いします。

部 長                      今回の補正予算の内容は、令和2年度に予定していた小中学校の工事について、国の補正予算に伴う交付金の内示をいただき、これに対応するために補正予算に計上し、令和2年度へ繰り越して実施するものです。

                    「第一表 歳入歳出予算補正」について、歳入歳出予算をそれぞれ4億4,836万6千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ304億1,426万7千円とするものです。

                    「第二表 地方債補正」について、第一小学校整備事業債を5,600万円増額し、1億20万円とし、第二中学校整備事業債を1億8,800万円、第三中学校整備事業債を7,050万円計上するものです。

                    「第三表 繰越明許費」について、小学校及び中学校の既存施設改修工事は、今回の補正予算で計上する工事に係る費用を全額繰り越すものです。

                    歳入について、「1款 市税、1項 市民税、1目 個人、説明欄2 所得割」は、個人市民税所得割を5,896万7千円増額するものです。

                    「14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金、説明欄4 学校施設環境改善交付金」7,489万9千円は、国の補正予算分とし

て内定をいただいたものです。

「21 款 市債、1 項 市債、4 目 教育債」3 億 1,450 万円は、先ほど地方債補正で説明したとおりです。

「歳出」について、「10 款 教育費、2 項 小学校費、6 目 学校建設費、説明欄 1 既存施設改修工事」は、令和 2 年度当初予算で計上している第一小学校の既存校舎教室等改修工事のうち、普通教室等への空調設備整備工事を 7,843 万 9 千円計上するものです。「3 項 中学校費、6 目 学校建設費、説明欄 1 既存施設改修工事」も同様に、第二中学校大規模改修一期工事と第三中学校普通教室等空調設備整備工事について、3 億 6,992 万 7 千円計上するものです。

なお、本補正予算案は、第 1 回定例会の追加議案として提案させていただきます。

また、今回補正予算で計上した工事は、令和 2 年度当初予算にも計上していますが、こちらについては 2 年度に提案する補正予算で整理する予定です。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 3「狛江市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部長 本件は、次期環境基本計画について、パブリックコメント及び市民説明会の実施を経て、環境保全審議会から最終答申を受けた計画案について、先ほどの環境基本計画推進本部で承認いただいたことから、改めて審議いただくものです。

パブリックコメント及び市民説明会において、13 人の方から 19 件の意見をいただきました。資料 2 ページ目以降にいただいた意見とその回答を示しています。

全体的な傾向として、具体的な事業の提案や既に計画に掲載している施策の意見が多く寄せられており、具体的な事業については、今後の実施計画の策定等において参考にしたいと考えています。計画へ反映する意見としては、No. 1 の防災や観光資源等の緑の多様な価値に注目するグリーンインフラの視点の導入、No. 3 の緑の創出における住宅の場の活用です。計画案 24 ページの施策の方向性の項目に、それぞれ追記しています。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 4「狛江市緑の基本計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部長 2 月 25 日の庁議後に各課から意見をいただきましたが、内容についての修正はなく、軽微な文言修正を行っています。

今後について、パブリックコメントの回答とともに計画を公表していき

いと考えています。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項5「狛江市生物多様性地域戦略（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部長 まず、パブリックコメントについて、いただいた意見の全体的な傾向としては、具体的な事業の提案や既に計画に掲載している内容についての意見が多く寄せられています。具体的な事業の提案については、今後、環境保全実施計画の策定及び実際に施策の詳細を検討する段階において参考にしたいと考えています。

次に、戦略案について、パブリックコメント時の素案に文言修正を加えたほか、資料編にパブリックコメント及び市民説明会の実施報告、シンポジウムの実施報告、自然環境調査及び市民アンケートの結果を追加しました。また、2月25日の環境基本計画推進本部以降に指摘いただいた文言修正も反映しています。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 審議事項3～5の3つの計画について、完成版が配布されるのはいつですか。

部長 納品は3月中で、議会へは4月の常任委員会で報告する予定です。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項6「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）について」の説明をお願いします。

部長 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものです。現在の都市計画区域マスタープランは、平成26年12月に東京都において策定されたものですが、平成29年9月に都市づくりのグランドデザインが策定されたことを受け、東京都都市計画審議会から令和元年に東京における土地利用に関する基本方針等が示されました。東京都では、その方針に沿って令和2年度に都市計画区域マスタープランを改定する予定です。

現行の都市計画区域マスタープランでは、生活の中心地に「狛江」が位置付けられています。今回の改定で新たな拠点として、地域の拠点に「狛江」、生活の中心地に「和泉多摩川」及び「多摩川住宅」を位置付けるよう要望をしたいと考えています。

地域の拠点の「狛江」の記載案について、駅周辺には、日常生活を支える商店街や文化・交流機能を備えるとともに、多摩川や重要な環境資源である特別緑地保全地区をはじめとする水や緑の保全や拡大、道路等の公共施設の

整備が進み、緑豊かで機能的な地域の拠点を形成と要望しています。

生活の中心地の「和泉多摩川」の記載案は、駅周辺には、地域に密着した商店街や大規模な都市計画緑地があり、また、多摩川に至る玄関口として、河川敷を活用したイベント等にも利用されるにぎわいと緑豊かで良好な生活の中心地を形成と要望しています。

もう一点の生活の中心地の「多摩川住宅」の記載案は、多摩川住宅の大規模な建替え等に当たり、一団地の住宅施設から地区計画への移行により、地域のにぎわいと住み続けられる魅力ある居住機能の向上及び生活空間を確保し、良質な住宅による多様な世代が共生する生活の中心地を形成と要望しています。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 多摩川住宅について、調布市との調整は取れています。

部長 調布市とは調整済みです。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項7「岩戸北二丁目周辺地区地区計画の変更について」の説明をお願いします。

部長 本件について、令和元年12月12日に都市計画法第16条第2項に基づく公告を行い、都市計画図書の縦覧期間を12月13日から12月26日まで、意見書の提出期間は12月13日から2年1月9日まで設け、21通の提出がありました。

また、12月13・14日に狛江市防災センターで原案説明会を開催し、参加者は合計で57人です。

意見書及び原案説明会で出された主な意見としては、区画道路の拡幅に関するものや、縦覧、意見書の提出等手続きに関するものでした。これらの意見を踏まえ、都市計画案の作成を行っています。

資料16ページ新旧対照表で、原案から案を作成するに当たり、修正した点を説明します。1つ目は、名称の変更についてです。住民への説明会等において、「岩戸北二丁目周辺地区地区計画」という名称では対象区域が分かりにくく、東野川一丁目や岩戸北一丁目は区域外であるという誤解を与えるといった意見があったため、「岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画」とします。

2つ目は、地区施設の整備の方針を一部変更します。この後説明する地区施設の区画道路を削除するため、記載内容を修正しました。

3つ目は、原案における地区施設の区画道路5号から8号を削除します。この区画道路は、都市計画道路と地区内をつなぐ主要な区画道路と考え、将来の土地利用転換に併せ、幅員5mへ拡幅をする区画道路として位置付ける予定でした。しかしながら、沿道の方々から都市計画原案に対する意見書提

出期間に、幅員 5 m の区画道路への反対意見の提出が多数あり、また、地区整備計画による規制内容の理解が深められていないこと等から、今回は、幅員 5 m へ拡幅する区画道路として位置付けることを地区整備計画から除外すべきという要望書が市長へ提出されました。このことから、住民の方々の理解が得られていない状況であると判断し、今後更に検討を重ねていくことを前提として、都市計画案については、方針附図でその必要性を示すことにとどめます。

これら 3 つの修正に伴い、計画図 2 及び方針附図の記載内容の修正を行っています。

資料 18 ページ以降の都市計画原案に対する意見は、21 通の提出がありました。この意見の要旨とそれに対する市の見解（案）について、主なものを説明します。

地区施設である区画道路に関する意見としては、区画道路の一部を幅員 5 m に拡幅する根拠が示されていないといったものや、道路幅員が拡幅されると、交通量が増加することが懸念されるといったものがありました。これに対する市の見解としては、「幅員 5 m の区画道路の拡幅整備については、今後の都市計画道路の整備等を考慮しながら検討し、方針附図に示すこととします」とします。

また、地区内に計画されている都市計画道路について、都市計画道路の整備時期が未定の状況にある中、それに関係する地区整備計画を決定しようとしているのは納得ができないといった意見がありました。この意見については、優先整備路線に位置付けられている旨の見解としたいと考えています。

その他、地区整備計画の内容について、地権者への周知が不十分であるといった意見もありました。この意見については、計画案のパンフレットの配布等、地権者の皆さんの合意形成に向け、周知に努めるという見解を示したいと考えています。

説明した意見の要旨及び市の見解（案）については、3月17日開催予定の第3回都市計画審議会へ報告を行い、また、地権者の方々にはニュースレターに掲載し配布する予定です。

今回説明した内容については、3月17日開催予定の第3回都市計画審議会へ報告を行い、東京都協議を経て、令和2年度に都市計画法第17条に基づき公告を行い、都市計画案の縦覧と意見書の提出期間を設けます。その後、都市計画審議会に付議し、都市計画決定を行う予定です。また、狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案を上程する予定です。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「狛江市公式ホームページウェブアクセシビリティ方針の策定について」を報告してください。

部長 国及び地方公共団体等の公的機関のホームページは、高齢者や障がい者を含む誰もが利用しやすいものとなるように運用するよう、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」等で求められています。

ガイドラインでは、ウェブアクセシビリティに対応するための達成基準や試験の実施、具体的に取り組むべき手法等が明記されており、市ホームページにおいても、ウェブアクセシビリティの確保及び向上に取り組むため、本方針を策定しました。

各部署で所有しているホームページについても、こちらを参考にしてください。

本方針では、ウェブアクセシビリティの確保及び向上に取り組むための方針を示しており、具体的なページ作成に当たっては、本方針及び別途作成したホームページ作成ポリシーを確認いただき、手順に沿った運用をしていただくようお願いいたします。特に、ページ作成の際のチェックリストがありますので、必ず確認の上作成してください。

なお、チェックの漏れや問題が多い場合には主管課に差し戻す場合があります。誰もが利用しやすいホームページづくりのために、各課においてもポリシーに則った作成・承認作業に協力をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 庁内への周知は行いますか。

部長 事務連絡を発出します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「狛江市地球温暖化対策実行計画推進状況報告書（平成30年度実績）について」を報告してください。

部長 本報告書は、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を目指す狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で定めた取組の進捗状況を公表するものです。

報告が今の時期となった理由としては、今回の報告書から、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量の算出に必要な「排出係数」について、年末に環境省から公表される最新の値を使用することとしたためです。

まず、資料4ページで温室効果ガス削減に向けた平成30年度を取組を記載しています。次に9ページの環境配慮事項の取組施設一覧について、多くは29年度からの継続となりますが、狛江第五小学校放課後クラブや北部児童館の新築に伴う省エネ機器等の設置等が新たな取組となっています。10ページでは、資源リサイクルや環境配慮型物品の調達等の、市職員による環境負荷低減のための行動結果を掲載しています。11ページの配慮項目2で、

電気の使用量が基準年度より 19.2%削減されていますが、ガスの使用量については、給食センターの新設や小中学校へのガス機器の導入により 54.4%増加しています。12 ページでは、本計画の目標値として、令和 2 年度までに平成 20 年度比で 7%の削減を掲げています。図 1 のとおり、平成 30 年度の実績は基準年度比で 5.2%の削減となっていますが、これは冒頭に説明した電力の排出係数について、基準年度と同じ数値を使用した場合となります。

今回の報告から、より実態に近い排出量を把握するため、環境省から年末に公表される最新の排出係数を並行して使用することとしており、最新の係数を使用した場合の平成 30 年度の実績は、図 2 にあるとおり 13.7%の削減となり、目標値の 7.0%を上回る結果となっています

目標値の 7%の温室効果ガス削減目標については、年度ごとの排出係数を使用すると平成 30 年度は達成していますが、計画期間内で年 1%の削減の積み上げを掲げていることを踏まえると、排出係数の変化によらない成果で 7%の削減を達成することが望ましいものとも言えることから、引き続き温室効果ガス削減の取組を推進していく必要があると考えています。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 予算特別委員会における議場配置と留意事項についてです。

まず、議場配置図については、資料のとおり市長、副市長、教育長、参与及び教育部長については、通常の議会と同じ席に座っていただきます。参与の隣に企画財政部長、その隣に総務部長、教育部長の隣に市民生活部長、福祉保健部長、環境部長、都市建設部長の順となります。市長席の列の後ろの 2 列目に政策室長、財政課長及び答弁が予定されている課長にお座りいただきます。この 2 列目の後ろにパイプいすを 8 脚用意します。また、議会事務局次長の隣に会計管理者の席を用意します。

次に留意事項についてです。1 点目、質疑、答弁とも着座での対応をお願いします。

2 点目、マイクについては、市民生活部長及び福祉保健部長は 1 つのマイクを共用で御使用ください。また、総務部長、環境部長、都市建設部長はワイヤレスマイクでの対応となります。マイクシステムでの操作ができないため、オン・オフは手元で操作してください。

3 点目、議場への入室は課長職以上とし、入退場は理事者控室のドアから入室いただき、入退場の際には一礼をお願いします。また、ドアの開け閉めの際には音が出ないように注意願います。なお、理事者控室のドア付近に席札を用意しておきますので、答弁席に座る際にはそれを机の上に置いてください。

4 点目、総括質疑における理事者控室の入室は課長補佐相当職までとし、

係長相当職は第一委員会室に入室願います。

なお、初日の3月11日は東日本大震災の発災日であるため、午後2時46分から1分間の黙祷を行います。

市 長            その他何かありますか。

部 長            市議会公式フェイスブックの開設についてです。

3月9日午後に本件を開設しました。市ホームページ等からも情報は得られますが、災害時の緊急情報等、議会サイドからも広く市民の方に周知を図れるように運用していきます。通常は議会の活動や行政視察の内容を発信する予定です。

市 長            フェイスブックを通して意見を提出できますか。

部 長            可能ですが、原則として返信はしません。

市 長            他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3月17日午前9時から開催します。